

3 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握

(1) 制度等（法改正前）

発電事業者等の連絡先などの情報については、表4のとおり、標識のほか、事業計画認定情報公表用ウェブサイトにおいて公表されている事業計画認定情報や、「再生可能エネルギー電子申請」サイト上でログインIDを取得した地方公共団体が閲覧可能な認定設備情報等で確認することができる。

発電事業者等の連絡先（電話番号及びメールアドレス）については、事業計画の認定申請に当たり、「再生可能エネルギー電子申請」サイトから登録手続きを行い、変更があった際には、太陽光発電ガイドライン等に明確な記載はないが、連絡先の変更方法のマニュアル（同サイト内に掲載）に従って同サイトから発電事業者が変更手続きをすることとなる。

標識に記載する連絡先については、太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）等において、発電設備の事故等緊急時対応について責任を有する者（発電事業者又は保守点検責任者）の連絡先を記載することとなっている（上記2(2)ア表2参照）。

表4 発電事業者等の連絡先などの把握方法別記載情報（主なもの）

把握方法 記載情報	標識	事業計画認定情報公表用ウェブサイト	「再生可能エネルギー電子申請」サイトの認定設備情報等
発電設備の区分	○	○	○
設備ID	○	○	○
発電出力	○	○	○
発電設備の所在地	○	○	○
発電事業者名	○	○	○
発電事業者の住所	○	法人のみが記載	○
発電事業者の連絡先 (電話番号・メールアドレス)	電話番号のみ (保守点検責任者と少なくともどちらかを記載)	原則、法人のみが電話番号を記載	電話番号及びメールアドレス
保守点検責任者名	○	×	○
保守点検責任者の連絡先 (電話番号・メールアドレス)	電話番号のみ (発電事業者と少なくともどちらかを記載)	×	電話番号のみ
新規認定日	×	○	○
運転の開始日	運転開始日	運転開始報告日	運転開始日
廃棄費用の積立方法	×	○	○
運転の終了予定日	×	調達終了日	設備廃棄予定日

(注) 太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）、事業計画認定情報公表用ウェブサイト、認定設備情報等に基づき作成した。

(2) 調査結果

i) 実地調査した市町村では、標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新さ

れていない事例がみられ、更新されていないために市町村が発電事業者等と連絡がつかない事例もみられた。また、これらの中には、「積雪により発電設備が損壊しており危険性があるものの、連絡がつかないため放置されている」など、緊急に対応すべき事例もみられた（下記第4の事例12参照）。

実地調査した経済産業局でも、市町村が発電事業者等と連絡がつかず、経済産業局に通報があった太陽光発電設備等について、同局から発電事業者等へ連絡してもなお連絡がつかない発電事業者等がいるとする状況がみられた（下記5(2)参照）。

連絡がつかない要因としては、①発電事業者等に変更はないが連絡先が変更されている、②発電事業者等自体が変更されているにもかかわらず、標識の記載内容の変更がされていない、変更認定申請等がされていない、といったことが考えられる。

- ii) 標識に記載されている緊急時の連絡先の発電事業者に連絡したところ、連絡はついたが、発電設備に詳しくないと返答され、対応に苦慮している市町村もみられた。

(3) 法改正の内容

改正法により、発電事業者の事業計画に従った再生可能エネルギー発電事業の実施義務（以下「事業計画遵守義務」という。）を明示するとともに、発電事業者から当該発電事業に係る業務の全部又は一部について委託された事業者など委託先に対する監督義務を創設し、発電事業者の責務が明確化された。

(4) 改善策の検討

トラブル等の事例や改正法に基づく発電事業者の責務の明確化を踏まえ、発電事業者等について、連絡先（電話番号及びメールアドレス）の変更があった場合の標識に記載している連絡先の更新や「再生可能エネルギー電子申請」サイトからの登録情報の変更の手続、地域住民や市町村等から連絡があった場合の対応（保守点検責任者への指導を含む。）について徹底させることが重要と考える。

(所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 標識に記載された連絡先や「再生可能エネルギー電子申請」サイトに登録された連絡先に変更があった際の変更手続について、太陽光発電ガイドライン等で明確化した上で、定期的に注意喚起すること。
- ② 発電事業者に対し、標識の連絡先の意義や発電事業者の責任（保守点検責任者への指導を含む。）について自覚を持ち、住民等から連絡があった場合に、責任ある対応がなされるよう、これらを太陽光発電ガイドライン等に明記し、徹底させること。